

事務連絡
令和5年10月3日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

感染症法改正に伴う「医療措置協定」について(周知)

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年12月の感染症法改正に伴い、令和6年4月1日から、都道府県と医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業)が、それぞれの機能・役割に応じた協定(医療措置協定)を直接締結する仕組み等が法定化されます。

先般、協定締結の協議を行うにあたり、事前に医療機関の状況を確認するため、アンケートによる事前意向調査について「令和5年8月3日付 事務連絡」にて御協力の周知依頼をさせていただきました。

その結果、締切後の回答率が20%程度に留まったため、東京都保健医療局感染症対策部より、令和6年4月1日からの医療措置協定締結について、あらためて御理解いただき、施行時には協定締結に御協力いただくよう周知依頼が参りました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、添付資料をあらためて御一読いただき、医療措置協定の趣旨を御理解下さいますよう、貴会会員へ周知方よろしく願い申し上げます。

担当事務局：東京都薬剤師会 薬局業務課

事務連絡
令和5年8月3日

地区薬剤師会 御中

公益社団法人 東京都薬剤師会

感染症法改正に伴う「医療措置協定」締結等に向けた
調査について(協力依頼)

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記につきまして、東京都保健医療局感染症対策部より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

令和4年12月の感染症法改正に伴い、令和6年4月1日から、都道府県と医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業)が、それぞれの機能・役割に応じた協定(医療措置協定)を直接締結する仕組み等が法定化されます。

今般、協定締結の協議を行うにあたり、事前に医療機関の状況を確認するための調査を実施することとなり、その調査協力の依頼が参りました。

つきましては、ご多忙の折恐縮ですが、添付の「別紙2」をご覧ください、下記 URL または QR コードから東京都保健医療局へ直接アクセスし、ご回答いただくよう貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査の回答をもって協定締結の可否になるものではないことを申し添えます。

記

1. 回答先URL :

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1689665699965>



都内薬局管理者宛の通知に記載がある送付資料の内「別紙1」、「別紙3」「参考資料」につきましては東京都薬剤師会ホームページ>お知らせ>2023年8月3日に掲載しております。

2. 調査回答期限 : 令和5年8月21日(月) 23:59

3. 問合せ先: 東京都保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課

03-5320-5880

担当事務局 : 東京都薬剤師会 薬局業務課

5保医感二第202号
令和5年8月1日

都内薬局管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長
加藤 みほ
(公印省略)

「医療措置協定」締結等に向けた調査について

日頃から、都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定に関し、令和5年5月26日付厚生労働省事務連絡において、「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が示されたところです。

つきましては、下記のとおり、ガイドライン記載の「事前調査」を実施いたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の回答をもって協定締結の可否の回答になるものではありません。

記

1 送付資料

- (1) 別紙1 「医療措置協定」締結等に向けた調査記入要領(薬局用)
- (2) 別紙2 「医療措置協定」締結等に向けた調査にご協力をお願いします
- (3) 別紙3 「医療措置協定」締結等に向けた調査票(エクセル表)
- (4) (参考資料)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の一部改正について

2 調査内容(概要)

- ・医療機関の基本情報
- ・自宅療養者等への医療等の提供に関すること
- ・个人防护具の備蓄に関すること

3 回答方法及び回答期限

(1) 以下の URL にアクセスいただき、東京都共同電子申請・届出サービスにて御回答をお願いいたします。

右記 QR コードからもアクセス可能です。



(URL : <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1689665699965>)

上記サービスでの回答が困難な場合は、別紙 3 エクセル表にて回答いただいても構いません。提出の際には、メールの件名を「医療措置協定の締結に向けた調査(会社名)」としてください。

(提出先アドレス : S1150705@section.metro.tokyo.jp)

(2) 回答期限

令和 5 年 8 月 2 1 日 (月曜日)

4 問い合わせ先

(1) 本調査の実施に関すること

東京都 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当
03-5320-5880 (直通)

(2) 調査票の内容について

○自宅療養者等への医療等の提供に関すること

東京都 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当
03-5320-5880 (直通)

○个人防护具の備蓄に関すること

東京都 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第一課 物資管理担当
03-5320-4214 (直通)

「医療措置協定」締結等に向けた調査
記入要領（薬局用）

【調査の回答方法について】

- 下記の URL から「東京都共同電子申請・届出サービス」にアクセスして回答してください。

URL : <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1689665699965>

QR コード :



- 操作方法
入力フォームに必要な事項を入力した後、「回答内容の確認に進む」ボタンを押してください。
途中まで入力した内容を一時保存したい場合、「回答内容を一時保存する」ボタンを押してください。
- 注意事項
＜必須＞の記載がある項目は、必ず入力してください。
機種依存文字（半角カナ、丸付き数字、ローマ数字、「崎」など）は使用しないでください。
入力されているとエラーになります。
- 回答は個人のスマートフォンやパソコンからでも可能です。
- 回答後の「到達番号」・「問合せ番号」は、状況の確認に必要ですので、必ずお控えください。
- インターネット環境がない等の理由で回答できない場合は、下記担当部署にご連絡ください。
（本サービスでの回答が困難な場合は、別紙3エクセル表にて回答いただいても構いません。
提出の際には、メールの件名を「医療措置協定の締結に向けた調査（会社名）」としてください。）

＜本調査の実施に関するお問い合わせ＞

感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当 03-5320-5880（直通）

※調査の内容については記載の担当部署にお問い合わせください。

【調査の内容について】

1 薬局情報（基本情報）

< 1 の内容についてのお問い合わせ >

感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当 03-5320-5880（直通）

- 薬局の名称・管理者氏名等について、誤りのないように入力してください。
- 薬局住所
 - (1) 郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇の形式で7ケタで入力してください。（ハイフンあり）
 - (2) 区市町村名：薬局がある区市町村を、リストから選んでください。
 - (3) 住所詳細：上で選んだ区市町村に続く住所を入力してください。
- 回答者情報
 - (1) ~ (5)
 - 回答の内容等についてお問い合わせすることがありますので、実際に入力している方の氏名・連絡先等を入力してください。

2 自宅療養者等への医療等の提供について

< 2 の内容についてのお問い合わせ >

感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当 03-5320-5880（直通）

2-1 自宅療養者への対応について

(1) 新型コロナ対応実績の有無

→新型コロナウイルス感染症に罹患した自宅療養者に対し、以下のいずれかの対応を行ったことがあれば、実績のあるものを選択してください。複数選択することも可能です。

- ・オンライン服薬指導
- ・訪問による服薬指導
- ・薬剤等の自宅への配送
- ・健康観察

いずれも実績がない場合は、「該当なし」を選択してください。

(2) 流行初期以降における自宅療養者への対応可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症で自宅療養している患者へ対応が可能であれば「対応可」、難しければ「対応不可」を選んでください。

☆「対応可」を選んだ場合は、(3) ~ (6) のそれぞれについて対応の可否を回答して

ください。

「対応不可」を選んだ場合は、(3)～(6)は入力不要となります。

(3) オンライン服薬指導の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症で自宅療養している患者へオンライン服薬指導が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(4) 訪問による服薬指導の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症で自宅療養している患者の訪問による服薬指導が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(5) 薬剤等の自宅への配送の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症で自宅療養している患者に薬剤等の自宅への配送が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(6) 健康観察の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症で自宅療養している患者に健康観察が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

2-2 宿泊療養施設への対応について

(1) 新型コロナ対応実績の有無

→新型コロナウイルス感染症に罹患して宿泊療養施設で療養している患者に対し、以下のいずれかの対応を行ったことがあれば、実績のあるものを選択してください。複数選択することも可能です。

- ・オンライン服薬指導
- ・訪問による服薬指導
- ・薬剤等の施設への配送
- ・健康観察

いずれも実績がない場合は、「該当なし」を選択してください。

(2) 流行初期以降における宿泊療養施設で療養している患者への対応可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して宿泊療養施設で療養している患者へ対応が可能であれば「対応可」、難しければ「対応不可」を選んでください。

☆「対応可」を選んだ場合は、(3)～(6)のそれぞれについて対応の可否を回答してください。

「対応不可」を選んだ場合は、(3)～(6)は入力不要となります。

(3) オンライン服薬指導の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患

して宿泊療養施設で療養している患者へオンライン服薬指導が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(4) 訪問による服薬指導の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して宿泊療養施設で療養している患者への訪問による服薬指導が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(5) 薬剤等の施設への配送の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して宿泊療養施設で療養している患者に薬剤等の施設への配送が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(6) 健康観察の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して宿泊療養施設で療養している患者に健康観察が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

2-3 高齢者施設への対応について

☆2-3・2-4については、対応可能な施設が限られている場合であっても、対応可能な施設があれば「対応可」としてください。

☆その上で、「4 連絡事項・特記事項など」の欄に可能な範囲で施設の種別等の詳細を記載していただくと大変参考になります。

(1) 新型コロナ対応実績の有無

→新型コロナウイルス感染症に罹患して高齢者施設で療養している患者に対し、以下のいずれかの対応を行ったことがあれば、実績のあるものを選択してください。複数選択することも可能です。

- ・オンライン服薬指導
- ・訪問による服薬指導
- ・薬剤等の施設への配送
- ・健康観察

いずれも実績がない場合は、「該当なし」を選択してください。

(2) 流行初期以降における高齢者施設への対応可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して高齢者施設で療養している患者へ対応が可能であれば「対応可」、難しければ「対応不可」を選んでください。

☆「対応可」を選んだ場合は、(3)～(6)のそれぞれについて対応の可否を回答してください。

「対応不可」を選んだ場合は、(3)～(6)は入力不要となります。

(3) オンライン服薬指導の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して高齢者施設で療養している患者へオンライン服薬指導が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(4) 訪問による服薬指導の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して高齢者施設で療養している患者への訪問による服薬指導が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(5) 薬剤等の施設への配送の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して高齢者施設で療養している患者に薬剤等の施設への配送が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(6) 健康観察の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して高齢者施設で療養している患者に健康観察が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

2-4 障害者施設への対応について

(1) 新型コロナ対応実績の有無

→新型コロナウイルス感染症に罹患して障害者施設で療養している患者に対し、以下のいずれかの対応を行ったことがあれば、実績のあるものを選択してください。複数選択することも可能です。

- ・オンライン服薬指導
- ・訪問による服薬指導
- ・薬剤等の施設への配送
- ・健康観察

いずれも実績がない場合は、「該当なし」を選択してください。

(2) 流行初期以降における障害者施設への対応可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して障害者施設で療養している患者へ対応が可能であれば「対応可」、難しければ「対応不可」を選んでください。

☆「対応可」を選んだ場合は、(3)～(6)のそれぞれについて対応の可否を回答してください。

「対応不可」を選んだ場合は、(3)～(6)は入力不要となります。

(3) オンライン服薬指導の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して障害者施設で療養している患者へオンライン服薬指導が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(4) 訪問による服薬指導の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して障害者施設で療養している患者への訪問による服薬指導が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(5) 薬剤等の施設への配送の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して障害者施設で療養している患者に薬剤等の施設への配送が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

(6) 健康観察の可否

→新興感染症等に係る発生等の公表が行われてから6カ月以内の間に、当該感染症に罹患して障害者施設で療養している患者に健康観察が可能であれば「可」、難しければ「不可」を選んでください。

3 個人防護具の備蓄について

<3の内容についてのお問い合わせ>

感染症対策部 医療体制整備第一課 物資管理担当 03-5320-4214 (直通)

3-1 個人防護具の備蓄数の現況 (回答時点) ※不明な場合は概数で構いません。

(1) ~ (5)

→現時点で、薬局に何枚の物資があるか、おおよその数を記入してください。

3-2 新興感染症発生・まん延時の施設における個人防護具の消費量 (2か月分) の見込について ※回答は任意です。

(1) ~ (5)

→今までの新型コロナでの実際の消費実績を踏まえて、おおよその2か月分の消費見込み数を記入してください。

☆今回記載した枚数を備蓄しなければならないというものではありません。

3-3 個人防護具の備蓄予定数

※回答は任意です。

※備蓄量の推奨目安は示されておりませんが、病院、診療所及び訪問看護事業所につきましては備蓄量は消費量の2か月分以上が推奨されていますので参考にしてください。

必ず2か月分以上なければならないというものではありません。

(1) ~ (5)

→備蓄を行う予定がある場合は、備蓄予定のおおよその数を記入してください。

☆今回記載した枚数を備蓄しなければならないというものではありません。

4 連絡事項・特記事項など

補足事項等があれば記載してください。

高齢者施設や障害者施設等で、対応できる施設が限られているような場合は、可能な範囲で施設種別等を記載してください。

『医療措置協定』締結等に向けた調査にご協力をお願いします

令和4年12月に感染症法が改正され、都道府県と医療機関（※）が、その機能・役割に応じた協定（医療措置協定）を締結する仕組み等が法定化されました。（改正感染症法は令和6年4月1日から施行）

（※）医療機関とは、病院、診療所、薬局、訪問看護事業

協定締結の協議を行うにあたり、事前に**医療機関の状況を確認するため、調査（事前調査）**を実施します。

調査にご協力をよろしくお願いいたします。

（本調査の回答をもって協定締結の可否の回答になるわけではありません。）

専用Webフォームから回答をお願いします。

URL :

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1689665699965>



回答期限：令和5年8月21日

【今後のスケジュール】

今回の調査（事前調査）

令和5年8月21日 回答期限

締結に向けた協議

令和5年9月下旬～令和6年1月
医療機関との個別協議を実施

協定締結

令和6年2月～3月

<参考資料>

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001102407.pdf>
- 「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

医療措置協定等についてのQ&A

【医療措置協定について】

Q1：医療措置協定とは？

令和4年12月に改正された感染症法により、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが法定化されました。この協定のことを医療措置協定といいます。

Q2：医療措置協定は締結しなければならないのですか？

改正感染症法では、都道府県知事は医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときに医療措置協定を締結するものとされています。なお、協議を求められた医療機関の管理者は、その協議に応じなければならないとされていますので、協議に際しては、ご理解とご協力をお願いします。

Q3：協定の内容について教えてほしい。

協定の主な内容は「感染症等発生等公表期間において医療機関が講ずるべきもの」「平時における準備」「措置に要する費用の負担」「協定の有効期間」です。

Q4：協定の締結はどのように行うのですか？

感染症法施行規則では、協定の締結は、書面（電磁的記録を含む。）により行うものとされています。協定締結の詳細については、決まり次第お知らせします。

【本調査（事前調査）について】

Q5：調査の目的は何ですか？

医療機関の状況を確認し、医療措置協定の締結に向けた協議や都の予防計画の策定に役立てるために実施するものです。

Q6：調査に回答すると協定を締結することになりますか？

調査に回答したことによって、協定が締結されることはありません。また、回答した内容がそのまま直ちに協定の内容に反映されることもありません。

Q7：個人防護具の備蓄量の目安が知りたい。

厚生労働省のガイドラインでは、個人防護具の備蓄量について、医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所）の使用量の2ヵ月分以上が推奨されています。薬局についてはガイドラインにおいて、備蓄量の目安が示されてはいませんが、備蓄を予定される場合には、新型コロナ対応時に実際に使用した数量（2ヵ月間）が一つの目安と考えられます。なお、医療措置協定においては、個人防護具の備蓄は任意事項とされています。

【問合せ先】

《本調査の実施に関すること・自宅療養者等への医療等の提供に関すること》

東京都保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援担当 03-5320-5880（直通）

《個人防護具の備蓄に関すること》

東京都保健医療局感染症対策部 医療体制整備第一課 物資管理担当 03-5320-4214（直通）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の一部改正について

令和4年12月9日付けで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等の一部が改正されています。

今般、「『医療措置協定』締結等に向けた医療機関調査」の実施に当たり、改めて、改正後の感染症法等における感染症発生・まん延時の医療提供体制の整備等について、下記のとおりお知らせします。

改正後の感染症法等の趣旨等をご理解いただき、感染症発生・まん延時に必要な医療の確保にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

I 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床確保、外来医療、医療人材並びに感染対策物質の確保の強化等の措置を講ずるもの。

II 改正の概要

1 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- 保険医療機関等は、感染症医療の実施に協力する。
- 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県と医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。

(1) 協定を締結する仕組みについて

- 都道府県知事は、平時に医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（①病床確保、②発熱外来、③自宅療養者等に対する医療の提供、④後方支援、⑤人材の派遣、⑥個人防護具の備蓄（任意））を締結（協定締結医療機関）する。
- 公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院には、その機能を踏まえ、感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供を義務付ける。
- 全ての医療機関に対して協議に応じる義務を課す。
- 協議が調わない場合を想定し、都道府県医療審議会における調整の枠組みを設けた

上で、全ての医療機関に対して都道府県医療審議会の意見を尊重する義務を課す。

○都道府県は、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができる。

○初動対応等を行う協定締結医療機関について、流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（流行初期医療確保措置）を導入する（経営上のリスクのある流行初期の感染症医療の提供に対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまで、財政的な支援を行う。）。

（２）協定の締結について

○事前調査の結果（新型コロナウイルス感染症対応の実績を含む。）も活用し、協定締結を進める。（都道府県から協定締結の協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。）

○対応する感染症については、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を基本とする。

○まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む。

○新興感染症の発生・まん延時には、その感染症の特性に合わせて、都道府県と医療機関は協定の内容を見直すなど実際の状況に応じた機動的な対応を行うことも前提に、協定協議段階で可能な範囲で都道府県と医療機関とが合意した内容について締結すること。

【協定の内容】

①病床確保（略）

②発熱外来（略）

③自宅療養者等に対する医療の提供

○自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等への医療の提供を行う協定を締結する医療機関を「第二種協定締結医療機関」に位置付ける。

○新型コロナ対応と同様、地域医師会等の関係者と連携・協力した体制整備を行い、必要に応じ、薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、医薬品対応、訪問看護等を行う。

○診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行う。

④後方支援（略）

⑤人材の派遣（略）

⑥个人防护具の備蓄（任意）

○医療機関での必要な PPE の備蓄を協定の任意的事項として位置付けている。

○備蓄量は医療機関の使用量 2 か月分以上とすることを推奨する。

- 備蓄の対象物資（品目）は、サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の5物資とする。
- 備蓄物資の有効活用の観点から、備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用する回転型での運営を推奨する。その上で、国において保管施設整備費の支援について検討する。

(3) 第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関について

- 患者の入院を受け入れる内容（病床確保）の協定を締結した医療機関は「第一種協定指定医療機関」として、又は、発熱外来又は宿泊・自宅療養者等の外来医療・在宅医療を担当する内容の協定を締結した医療機関は「第二種協定指定医療機関」として、都道府県知事が指定する指定医療機関に位置付けた上で、当該医療機関により実施される入院医療、外来医療、在宅医療を公費負担医療の対象とする。

(4) 費用の負担について

- 協定に基づく措置（①病床確保、②発熱外来、③自宅療養者等に対する医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣）に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、都道府県が医療機関に補助を行う。
- その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定める。

【流行初期医療確保措置について】 （略）

2 都道府県の「予防計画」

- 平時からの備えを確実に推進するため、国の基本指針に基づき、都道府県の「予防計画」の記載事項を充実させる。（検査の実施体制・検査能力の向上、感染症の患者の移送体制の確保等）
- 記載事項を追加するとともに、病床、外来、医療人材、後方支援、検査能力等の確保について数値目標を明記する。

【体制整備の数値目標（例）】

- ・協定締結医療機関（入院）の病床数
 - ・協定締結医療機関（発熱外来）の医療機関数
 - ・協定締結医療機関（自宅や宿泊施設等での療養者等への医療の提供）の医療機関数等
- 全ての医療機関は、予防計画の達成のために、必要な協力をするよう努力義務を課す。

Ⅲ その他

感染症法等の改正及び施行については、以下の厚生労働省通知又は資料もご参照ください。

- (1) 感染症法等の一部を改正する法律の公布及び一部施行について（令和4年12月9日付厚生労働省通知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001022538.pdf>
- (2) 感染症法等の一部改正について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001028761.pdf>
- (3) 改正感染症法（令和6年4月1日施行分）←都道府県と医療機関との協定
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001070845.pdf>
- (4) 感染症法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（令和5年5月26日付厚生労働省通知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001102407.pdf>
- (5) 「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>
- (6) 都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き
<https://www.mhlw.go.jp/content/001101172.pdf>